

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 土地改良区の役員住所の変更 (農村整備課)

土地改良区の定款の変更の認可 (〃)

保安林の指定 (森林保全課)

保安林の指定の解除 (〃)

保安林の指定施業要件の変更 (〃)

県道の区域の変更 (道路課)

県道の供用の開始 (〃)

◇ 公 告 傍聴することができる指名競争入札の執行 (農政課)

改良普及員資格試験の合格者 (経営指導課)

猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (生活保安課)

◇ 正 誤 平成十一年九月二十八日付鳥取県公報号外第五十四号中訂正

平成十一年九月三十日付鳥取県公報号外第五十五号中訂正

平成十一年十月一日付鳥取県公報号外第五十六号中訂正

告 示

鳥取県告示第七百五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり天神野土地改良区から役員住所に変更を生じた旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年十一月五日

鳥取県知事 片 山 善 博

理事	藤井 喜男	
	変更前	変更後
	東伯郡関金町大字大鳥居一〇六七―三四	東伯郡関金町大字大鳥居一〇六七―三五

鳥取県告示第七百六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、名和町土地改良区の定款の変更を平成十一年十月二十九日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成十一年十一月五日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第七百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成十一年十一月五日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 保安林の所在場所

米子市長砂町二〇の八、二〇の一〇（次の図に示す部分に限る。）、二〇の一、一五五の一、一五六の一、一五七の一、三二二の一、三二二の二、三三九から三三二まで、三三一の一、三三二、三三三、三三五、三三七から三四八まで、三五〇、三五二、九八一、九八三、九八四の一、九八五の一、九八九の一、九九〇の一、九九一の一、九九二の一、九九三の一、九九四の一、九九五の一、九九六の一、九九七の一、東山町一二〇、一二〇の一、一二〇の二、車尾字清水ノ上七六九、字バンコウ山七七〇、字影岩東山六二四の一（次の図に示す部分に限る。）、陽田町九八の一、九九、観音寺字岩崎ノ二 六九四の四

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産

部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成十一年十一月五日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 解除に係る保安林の所在場所

米子市富益町字新開式二二の二四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成十一年十一月五日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的別表の上欄に掲げる告示で定めるとおりとする。

昭和四十三年十二月十三日付鳥取県告示第八百三十三号	米子地域森林計画
昭和四十四年三月二十五日付鳥取県告示第九百九十三号	倉吉地域森林計画
昭和四十六年四月二日付鳥取県告示第二百八十九号	米子地域森林計画
昭和四十七年二月一日付鳥取県告示第七十号	倉吉地域森林計画
昭和四十七年六月二十三日付鳥取県告示第四百二十九号	鳥取地域森林計画
昭和四十八年一月九日付鳥取県告示第五号	米子地域森林計画
昭和四十九年九月十日付鳥取県告示第七百四十八号	鳥取地域森林計画
昭和五十年八月十二日付鳥取県告示第六百八十八号	〃
昭和五十年十月二十一日付鳥取県告示第九百十号	倉吉地域森林計画
昭和五十一年四月十三日付鳥取県告示第二百八十三号	米子地域森林計画
昭和五十二年十月二十一日付鳥取県告示第八百三十三号	倉吉地域森林計画
昭和五十三年十一月十一日付鳥取県告示第九百二号	鳥取地域森林計画
昭和五十三年四月七日付鳥取県告示第三百十四号	〃
昭和五十三年六月十三日付鳥取県告示第五百四十一号	米子地域森林計画
昭和五十四年三月六日付鳥取県告示第二百一号	〃
昭和五十五年六月二十七日付鳥取県告示第五百四十二号	鳥取地域森林計画
昭和五十六年四月二十八日付鳥取県告示第四百三十八号	八頭地域森林計画
昭和五十六年七月二十一日付鳥取県告示第六百六十三号	米子地域森林計画
昭和五十六年九月十六日付鳥取県告示第八百四十号	日野地域森林計画
昭和五十六年十一月十日付鳥取県告示第八百四十八号	鳥取地域森林計画
昭和五十六年十二月二十二日付鳥取県告示第九百九十五号	米子地域森林計画
昭和五十七年五月十一日付鳥取県告示第四百八十四号	鳥取地域森林計画
昭和五十七年八月三十一日付鳥取県告示第八百六十一号	〃
昭和五十七年十一月十九日付鳥取県告示第九百四十七号	〃
昭和五十七年十一月三十日付鳥取県告示第九百七十九号	八頭地域森林計画
昭和五十七年十一月三十日付鳥取県告示第九百八十号	米子地域森林計画
昭和五十八年五月十日付鳥取県告示第四百三十六号	倉吉地域森林計画
昭和五十八年六月十日付鳥取県告示第五百三十二号	八頭地域森林計画
昭和五十八年七月八日付鳥取県告示第六百二一号	倉吉地域森林計画
昭和五十八年十月七日付鳥取県告示第八百六十三号	〃
昭和六十年一月二十二日付鳥取県告示第七十一号	〃
昭和六十年二月一日付鳥取県告示第八十五号	鳥取地域森林計画
昭和六十年六月四日付鳥取県告示第六百二十六号	倉吉地域森林計画
昭和六十二年五月十五日付鳥取県告示第四百十八号	日野地域森林計画
昭和六十三年一月二十九日付鳥取県告示第六十二号	倉吉地域森林計画
昭和六十三年三月十一日付鳥取県告示第二百七十八号	〃
昭和六十三年十月十四日付鳥取県告示第九百六十一号	鳥取地域森林計画
昭和六十三年十月十四日付鳥取県告示第九百六十二号	米子地域森林計画
昭和六十三年十二月九日付鳥取県告示第九百八十二号	八頭地域森林計画
昭和六十三年十二月九日付鳥取県告示第九百八十三号	〃
昭和六十三年十二月九日付鳥取県告示第九百八十四号	鳥取地域森林計画
平成元年二月二十八日付鳥取県告示第二百三十八号	〃
平成元年五月三十日付鳥取県告示第六百二十五号	倉吉地域森林計画
平成元年六月二十七日付鳥取県告示第七百二一号	鳥取地域森林計画
平成二年七月十七日付鳥取県告示第六百二十九号	米子地域森林計画
平成二年八月七日付鳥取県告示第六百七十四号	鳥取地域森林計画
平成三年二月一日付鳥取県告示第八十四号	〃
平成三年七月二日付鳥取県告示第五百二十一号	倉吉地域森林計画
平成三年四月二十五日付鳥取県告示第五百十八号	八頭地域森林計画
平成三年五月七日付鳥取県告示第四百十六号	倉吉地域森林計画

平成四年五月十九日付鳥取県告示第四百八十九号	八頭地域森林計画
平成四年九月十六日付鳥取県告示第七百四十八号	日野川地域森林計画
平成四年九月十六日付鳥取県告示第七百五十号	千代川地域森林計画
平成六年一月二十一日付鳥取県告示第四百十二号	日野川地域森林計画
平成六年五月二日付鳥取県告示第四百十六号	天神川地域森林計画
平成六年十二月二十六日付鳥取県告示第八百五十号	〃
平成八年八月二十七日付鳥取県告示第五百九十六号	日野川地域森林計画
平成八年十二月十日付鳥取県告示第八百十五号	天神川地域森林計画
平成九年八月二十九日付鳥取県告示第五百八十四号	日野川地域森林計画
平成十年四月二十一日付鳥取県告示第三百四号	千代川地域森林計画
平成十年四月二十一日付鳥取県告示第三百五号	〃
平成十年七月二十四日付鳥取県告示第五百十六号	〃
平成十年十月三十日付鳥取県告示第六百九十六号	日野川地域森林計画
平成十年十二月二十五日付鳥取県告示第八百十九号	〃
平成十年十二月二十五日付鳥取県告示第八百二十号	〃

鳥取県告示第七百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定より告示する。
 その関係図面は、平成十一年十一月五日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成十一年十一月五日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
津山智頭八東線	変更前	八頭郡八東町大字岩淵字福岡七一 一地从先から同町大字才代字山鼻 三地从先まで	三・二 一八・四	七〇九・〇
	変更後	八頭郡八東町大字岩淵字背戸河 原二五四地从先から同大字字下河 原二九六一一地从先まで 八頭郡八東町大字岩淵字福岡七一 一地从先から同町大字才代字山鼻 三地从先まで	三・二 七・〇	六四四・〇

鳥取県告示第七百一十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定より告示する。
 その関係図面は、平成十一年十一月五日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成十一年十一月五日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	供用開始の期日
津山智頭八東線	八頭郡八東町大字岩淵字福岡七一 一地从先から同町大字才代字山鼻三地从先まで	平成十一年十一月五日

公 告

建設工事の指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。この指名競争入札の執行については、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年11月鳥取県規則第66号）附則第3項の規定により、傍聴することができる。

平成11年11月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工 事 名

- (1) ふるさと農道緊急整備事業東伯中央地区（1-1号橋）上部工工事
- (2) 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業汗入2期地区（5号橋）上部工工事
- (3) 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業汗入2期地区（3号橋）上部工工事
- 2 日 時 平成11年11月17日 午後2時から
- 3 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- 4 遵守事項 傍聴者は、別に定める鳥取県建設工事入札傍聴要領を遵守すること。
- 5 問合せ先 鳥取県農林水産部農政課総務係（電話番号 0857-26-7331）

平成11年10月6日及び7日に実施した改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。

平成11年11月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 基礎選択項目 農業経営 青木 裕久 今井 寛 大原 里美
- 木下 拓也 三崎千葉留

- 高橋 誠 山根 隆志 石部 隆男 柿本 浩志 金川 達夫
- 鬼頭 敦史 中村 広樹 真先 裕子 日比野 照 石原 孝司
- 河崎 名美 四宮 彰子 松本 和浩 青野 光男 板垣 良成
- 稲本 勝太 加藤 瑞博 香山みのり 佐々木欣也 白井 雄祐
- 西原 美香 岩佐 珠理 岡本 菜苗 萩原 衣重 亀谷 泰志
- 近藤 謙介 近藤 寿代 桜井麻千子 霜田 敬司 杉原美智子
- 鈴木 啓史 坂東 悟 藤原由貴子 前田 佳奈 藪田 純代
- 2 基礎選択項目 生活経営
- 大上 綾美 中井 紀子 板倉一枝

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成11年11月5日

鳥取県公安委員会委員長 森 田 泰 徳

- 1 講習の種別及び受講対象者
経験者講習
鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。
(1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
(2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受講対象者
経験者講習		平成11年12月3日	鳥取市東町一丁目220	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村の各警察署の管内に居住する者
		午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取県庁第二庁舎3階 第20会議室	

平成11年12月15日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市籠町一丁目151 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港、溝口、 黒坂の各警察署の管内に居 住する者
---------------------------------------	-------------------------	--------------------------------------

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 2,700円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

正 誤

平成十一年九月二十八日付鳥取県公報号外第五十四号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段	行	誤	正
三	上	後ろから十四	鳥取県規則第六十一号
			鳥取県規則第六十三号

平成十一年九月三十日付鳥取県公報号外第五十五号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段	行	誤	正
一	下	後ろから七	鳥取県規則第六十二号
二	上	四	鳥取県規則第六十三号
三	下	〃	鳥取県規則第六十四号
			鳥取県規則第六十六号

平成十一年十月一日付鳥取県公報号外第五十六号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段	行	誤	正
一	上	後ろから四	鳥取県規則第六十一号
二	下	五	鳥取県規則第六十一号
三	上	後ろから四	鳥取県規則第六十一号
			鳥取県規則第六十三号